



平成 30 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 廣岡 哲也
 (コード番号：3284 東証第1部)
 問合せ先 グループ戦略室長 北川 智哉
 電話番号 03 - 3287 - 0713

第2回新株予約権の行使状況（一般投資家の最終行使状況） 及び取得に関するお知らせ

平成 30 年 1 月 19 日付「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」において公表しております一部コミットメント型ライツ・オファリングに関し、当社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一般投資家（下記で定義します。）の皆様の実行使期間が平成 30 年 3 月 15 日に終了いたしましたので、平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 15 日までの行使状況及び平成 30 年 3 月 18 日現在の発行済株式総数を、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様及び一般投資家の皆様のご理解のもと、本新株予約権の発行総数に対する一般投資家権利行使期間（以下で定義します。）における権利行使割合は 94.9%となりました。厚く御礼申し上げます。

あわせて、本日、本新株予約権の発行要項に基づき、当社は残存する本新株予約権の全部を取得しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の行使状況について

本 新 株 予 約 権 の 名 称	株式会社フージャースホールディングス第2回新株予約権
本新株予約権の一般投資家権利行使期間(注)	平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 15 日まで
本 新 株 予 約 権 の 発 行 総 数	27,798,675 個

(注)「一般投資家権利行使期間」とは、コミットメント契約に基づき権利行使する場合のドイツ証券株式会社を除く本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利行使することができる期間をいいます。

一般投資家権利行使期間に行使された本新株予約権の個数	26,372,551 個
一般投資家権利行使期間の本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合	94.9%
一 般 投 資 家 権 利 行 使 期 間 の 交 付 株 式 数	26,372,551 株
一 般 投 資 家 権 利 行 使 期 間 の 払 込 総 額 (注) 1	12,790,687,235 円
未行使となった本新株予約権の数 (注) 2	1,426,124 個

(注) 1. 払込総額は、本新株予約権の行使により発行された株式の発行価額の総額を記載しております。

2. 下記「3. 本新株予約権の取得及び譲渡について」に記載のとおり、未行使となった本新株予約権は、本日、当社が取得条項に基づき取得しました。当社は、コミットメント契約に基づき、原則としてドイツ証券株式会社（以下「引受会社」といいます。）に対して、取得した本新株予約権の全てを譲渡し、引受会社は、平成30年3月22日までに、当社から譲り受けた本新株予約権を全て行使する予定であります。

2. 平成30年3月18日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	57,928,151株（うち、自己株式数3,756,925株）
資本金の額	15,190,927,695円

（注）上記の発行済株式総数及び資本金の額は、平成30年3月15日までに行使請求受付場所に対して行使請求の取次ぎが行われた内容に基づく数値であります。

3. 本新株予約権の取得及び譲渡について

平成30年1月19日に公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」に「ご参考」として添付された本新株予約権の発行要項の第5項第（7）号の規定に基づき、当社は、本日、交付財産（本新株予約権1個当たり1円）と引換えに、残存する本新株予約権（上記「1. 本新株予約権の行使状況について」の「未行使となった本新株予約権の数」に記載された数の本新株予約権）の全部を取得しました。取得する本新株予約権に係る本新株予約権者には、配当金領収証方式により交付財産をお支払いいたしますが、実際のお支払いまでには一定の時間を要する見込みです。

取得した本新株予約権については、平成30年1月19日に公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成30年3月20日、引受会社に全て譲渡する予定です。引受会社への本新株予約権1個当たりの譲渡価格は、1円であります。

以上

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第2回本新株予約権の行使状況（一般投資家の最終行使状況）及び取得に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本書及び平成30年1月19日付提出の有価証券届出書（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。